

○新潟市乳児院条例施行規則

平成26年7月1日規則第73号

新潟市乳児院条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、他の規則に別に定めのあるもののほか、新潟市乳児院条例（平成26年新潟市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第10条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（施行の日＝平成27年4月1日）

(準備行為)

2 条例附則第2項の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則の規定の例により行うものとする。

別記様式（第2条関係）

新潟市立乳児院指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地

申請者 名称及び代表者の氏名

電話番号

新潟市立乳児院の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。